

令和 2 年 7 月 1 6 日

都市整備部長決定

池袋地区駐車場地域ルール運用委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 池袋地区駐車場地域ルール（令和 2 年 3 月 3 1 日豊都都発第 1 5 0 7 号。以下「地域ルール」という）の運用に必要な事項の検証および見直し等を行うため、豊島区附属機関設置に関する条例（平成 2 6 年豊島区条例第 1 6 号）に基づき、池袋地区駐車場地域ルール運用委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(目的)

第 2 条 この要綱は、委員会の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域ルールの運用に必要な事項の検証及び見直し等に関すること。
- (2) 地域ルールに関する成果を区へ報告すること。
- (3) 地域ルールの運用を行う組織への指導及び助言に関すること。
- (4) 前各号に附帯する事項及びその他会長が必要とする事項。

(組織)

第 4 条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学識経験者 2 人以内
- (2) 警視庁交通部管理官都市交通管理室長
- (3) 警視庁交通部駐車対策課駐車対策担当管理官
- (4) 警視庁池袋警察署交通課長
- (5) 警視庁巣鴨警察署交通課長
- (6) 警視庁目白警察署交通課長
- (7) 東京都都市整備局都市基盤部交通計画調整担当課長
- (8) 東京都都市整備局市街地建築部建築企画課長

- (9) 地元商業者の代表 1人以内
- (10) 地元町会の代表 1人以内
- (11) 区都市整備部長

(委員会の運営)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任された者をあてる。
- 3 副会長は、会長の指名により選任する。
- 4 会長は、委員会を代表し会務を総括する。
- 5 委員会は、会長が招集する。
- 6 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。
- 7 委員は、会議への出席及び議決権の行使を、委任状により委任することができる。
- 8 委員会の議決は、出席した委員(委任状により議決権を行使する者を含む。)の過半数の同意で決する。
- 9 会長は、必要と認めるときは委員以外の者に対して委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 10 委員会は原則として公開とする。
- 11 委員会の庶務は豊島区都市整備部都市計画課において処理する。

(任期)

第6条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮り定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和2年7月16日から施行する。